

長野県企業局四徳及び小渋第 1 発電所電力に係る地域新電力等連携業務仕様書（案）

第 1 定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 卸売 四徳及び小渋第 1 発電所電力受給契約により売渡人が買受人に電力を供給すること。
- (2) 再卸売 卸売により買受人が受給した電力を連携小売電気事業者に供給すること。

第 2 再卸売

- 1 買受人は、仕様書別表 1 の卸売電力量のとおりに卸売により受給した電力のうち、同表の再卸売電力量のとおりに再卸売する。

【再卸売電力量は、企画提案書で示された卸売電力量の
おおむね 50%（10,600 千 kWh 程度）以下とする】

- 2 卸売単価、再卸売単価及び再卸売手数料単価は、仕様書別表 2 のとおりにする。

【企画提案書で提案された単価】

- 3 買受人は、1 で受給した電力全量（再卸売に係るものを除く。）を県内需要家に小売する。
- 4 買受人は、連携小売電気事業者と協議し、次の各号に係る書面を作成する。
 - (1) 連携小売電気事業者は、1 及び 2 について合意すること。
 - (2) 連携小売電気事業者は、再卸売に係る電力全量を県内需要家に小売すること。
 - (3) 連携小売電気事業者は、(2)の概要（需要電力量及び高圧・低圧別の県内需要家数）を受給年度ごとに翌年度の 5 月 31 日までに、買受人に提供すること。
 - (4) 連携小売電気事業者は、買受人が(2)の概要を 5 により売渡人に報告することについて合意すること。

【(3) (4)は連携小売電気事業者が(2)の概要を直接売渡人に報告することも可】

- 5 買受人は、1 で受給した電力全量（再卸売に係るものを含む。）を県内需要家に小売した概要がわかる資料を、受給年度ごとに翌年度の 6 月 30 日までに、売渡人に報告するものとする。

【連携小売電気事業者が 4 (2)の概要を直接売渡人に報告することも可】

- 6 売渡人及び買受人は、本契約の履行が遅滞なく行えるよう、必要な手続をそれぞれの負担で速やかに行うものとする。

第 3 連携小売電気事業者との調整

買受人は、売渡人又は買受人が実施する電力広域的運営推進機関との発電計画値の連携、容量市場アセスメント対応、非 F I T 非化石価値の登録その他売渡人又は買受人が必

要とする関係機関との手続に関し、連携小売電気事業者が適切に協力するよう必要な措置をとるものとする。

仕様書別表 1（仕様書第 2 の 1 関係）

令和 9 年度・令和 10 年度 月別予定卸売（再卸売）電力量

[千 kWh]

月	卸売電力量									再卸売電力量		
	四徳発電所			小波第 1 発電所			合計			合計		
	R9年度	R10年度	合計	R9年度	R10年度	合計	R9年度	R10年度	合計	R9年度	R10年度	合計
4 月	548	548	1,096	899	899	1,798	1,447	1,447	2,894	〇〇	〇〇	〇〇
5 月	490		490	1,561	1,561	3,122	2,051	1,561	3,612			
6 月	443		443	646	635	1,281	1,089	635	1,724			
7 月	550		550	792	792	1,584	1,342	792	2,134			
8 月	238		238	990	990	1,980	1,228	990	2,218			
9 月	460		460	896	896	1,792	1,356	896	2,252			
10 月	354		354	917	532	1,449	1,271	532	1,803			
11 月	223		223	450	459	909	673	459	1,132			
12 月	242		242	245	245	490	487	245	732			
1 月	175		175	213	213	426	388	213	601			
2 月	153		153	470	454	924	623	454	1,077			
3 月	324		324	418	418	836	742	418	1,160			
合計	4,200	548	4,748	8,497	8,094	16,591	12,697	8,642	21,339			

（注）再卸売電力量は、企画提案書で示された卸売電力量のおおむね 50%（10,600 千 kWh）以下とする

仕様書別表 2（仕様書第 2 の 2 関係）

卸売 単価	〇円〇〇銭/kWh×110/100 (うち消費税及び地方消費税の額 〇円〇〇銭/kWh×10/100)
再卸売 単価	〇円〇〇銭/kWh×110/100 (うち消費税及び地方消費税の額 〇円〇〇銭/kWh×10/100)
再卸売 手数料単価	〇円〇〇銭/kWh×110/100 (うち消費税及び地方消費税の額 〇円〇〇銭/kWh×10/100)

- (注) 1 電力量の単位は、1 キロワット時 (kWh) とし、小数点以下第 1 位を四捨五入する。
2 再卸売手数料単価の単位は、1 銭とし、小数点以下第 1 位を四捨五入する。
3 消費税等相当額は、円未満切捨てとする。
4 消費税等相当額は、消費税法の規定に基づき課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。